

共生型サービス事業所の指定手続の省略・簡素化（平成 30 年 10 月 1 日～）

- 障害福祉と介護保険で相互に共通又は類似する項目については、指定の更新の際に申請書の記載又は書類の提出の省略が可能な事項を基本としつつ、以下のとおり省略又は簡素化できることとする。

(1)ホームヘルプ

総合支援法施行規則 (34条の7) 居宅介護・重度訪問介護	介護保険法施行規則 (114条) 訪問介護	省略可否
一 事業所(…)の名称及び所在地	一 事業所(…)の名称及び所在地	×
二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	×
三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	×
四 申請者の登記事項証明書又は条例等	四 申請者の登記事項証明書又は条例等	○(⑤Ⅰ)
五 事業所の平面図	五 事業所の平面図	○(⑤Ⅱ)
-	五の二 利用者の推定数	-
六 事業所の管理者及びサービス提供責任者(…)の氏名、生年月日、住所及び経歴	六 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	×
七 運営規程	七 運営規程	×
八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	八 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○(⑤Ⅲ)
九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	×
十 法第三十六条第三項各号に該当しないことを誓約する書面(…)	十 法第七十条第二項各号(…)に該当しないことを誓約する書面(…)	×

十一 その他指定に関し必要と認める事項	十一 その他指定に関し必要と認める事項	×
---------------------	---------------------	---

(2) デイサービス(生活介護・児童発達支援・放課後等デイサービス)

総合支援法施行規則	児童福祉法施行規則	介護保険法施行規則			省略可否
(34条の9) 生活介護	(18条の27・18条の29) 児童発達支援・放課後等 デイサービス※ ※ 児童発達支援の規定を準用	(119条・131条の3の2) 通所介護・地域密着型通 所介護	(131条の5・140条の25) 小規模多機能型居宅介 護・介護予防小規模多機 能型居宅介護	(131条の8の2) 看護多機能型居宅介護 (複合型サービス)	
一 事業所の名称及び所在地	一 事業所(…)の名称及び所在地	一 事業所(…)の名称及び所在地	一 事業所(…)の名称及び所在地	一 事業所(…)の名称及び所在地	×
二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	×
三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	×
四 申請者の登記事項証明書又は条例等	四 申請者の登記事項証明書又は条例等	四 申請者の登記事項証明書又は条例等	四 申請者の登記事項証明書又は条例等	四 申請者の登記事項証明書又は条例等	○ (④ I・⑤ I)
—	—	—	—	五 事業所が病院若しくは診療所又はその他の事業所のいずれかの別	—
五 事業所の平面図(各	五 事業所の平面図(各	五 事業所(…)の平面	五 建物の構造概要及び	六 建物の構造概要及び	○

<u>室の用途を明示するものとする。)</u> 及び設備の概要	<u>室の用途を明示するものとする。)</u> 及び設備の概要	<u>図(各室の用途を明示するものとする。)</u> 及び設備の概要	<u>平面図(各室の用途を明示するものとする。)</u> 並びに設備の概要	<u>平面図(各室の用途を明示するものとする。)</u> 並びに設備の概要	(④Ⅱ・⑤Ⅱ)
六 利用者の推定数	六 利用者の推定数	—	六 利用者の推定数	六 利用者の推定数	×
七 <u>事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴</u>	七 <u>事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者(…)の氏名、生年月日、住所及び経歴</u>	六 <u>事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所</u>	七 <u>事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</u>	八 <u>事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</u>	○※ (④Ⅲ・⑤Ⅲ) ※通所介護・地域密着型通所介護は省略不可
八 運営規程	八 運営規程	七 運営規程	八 運営規程	九 運営規程	×
九 <u>利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要</u>	九 <u>障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要</u>	八 <u>利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要</u>	九 <u>利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要</u>	十 <u>利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要</u>	○ (④Ⅳ・⑤Ⅳ)
十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	×
十一 指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	—	—	十一 指定地域密着型サービス基準第八十三条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(…)	十二 指定地域密着型サービス基準第八十二条において準用する第八十三条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療	○ (⑤Ⅴ)

				機関との契約の内容 (…)	
-	-	-	十二 指定地域密着型サービス基準第八十三条第三項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要	十三 指定地域密着型サービス基準第八十二条に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要	-
十二 誓約書	十一 法第二十一条の五の十五第二項各号に該当しないことを誓約する書面(…)	十 誓約書	十三 誓約書	十四 誓約書	×
十三 その他指定に関し必要と認める事項	十二 その他指定に関し必要と認める事項	十一 その他指定に関し必要と認める事項	十四 その他指定に関し必要と認める事項	十五 その他指定に関し必要と認める事項	×

(2) デイサービス(自立訓練)

総合支援法施行規則	介護保険法施行規則			省略可否
(34条の14・34条の15) 自立訓練(機能訓練)※ ※生活介護の規定を準用	(119条・131条の3の2) 通所介護・地域密着型通所介護	(131条の5・140条の25) 小規模多機能型居宅介護・介護 予防小規模多機能型居宅介護	(131条の8の2) 看護多機能型居宅介護(複合型 サービス)	
一 事業所の名称及び所在地	一 事業所(….)の名称及び所在地	一 事業所(….)の名称及び所在地	一 事業所(….)の名称及び所在地	×

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	×
三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	×
四 申請者の登記事項証明書又は条例等	四 申請者の登記事項証明書又は条例等	四 申請者の登記事項証明書又は条例等	四 申請者の登記事項証明書又は条例等	○ (④Ⅰ・⑤Ⅰ)
—	—	—	五 事業所が病院若しくは診療所又はその他の事業所のいずれかの別	—
五 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要	五 事業所(…)の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要	五 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要	六 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要	○ (④Ⅱ・⑤Ⅱ)
六 利用者の推定数	—	六 利用者の推定数	六 利用者の推定数	×
七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	六 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	七 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	八 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	○※ (④Ⅲ・⑤Ⅲ) ※通所介護・地域密着型通所介護は省略不可
八 運営規程	七 運営規程	八 運営規程	九 運営規程	×
九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	八 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	九 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	十 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○ (④Ⅳ・⑤Ⅳ)
十 当該申請に係る事業に係る	九 当該申請に係る事業に係る	十 当該申請に係る事業に係る	十一 当該申請に係る事業に係る	×

従業者の勤務の体制及び勤務形態	従業者の勤務の体制及び勤務形態	従業者の勤務の体制及び勤務形態	従業者の勤務の体制及び勤務形態	
十一 指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	-	十一 指定地域密着型サービス基準第八十三条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(…)	十二 指定地域密着型サービス基準第八十二条において準用する第八十三条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(…)	○ (⑤V)
-	-	十二 指定地域密着型サービス基準第八十三条第三項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要	十三 指定地域密着型サービス基準第八十二条に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要	-
十一 誓約書	十 誓約書	十三 誓約書	十四 誓約書	×
十三 その他指定に関し必要と認める事項	十一 その他指定に関し必要と認める事項	十四 その他指定に関し必要と認める事項	十五 その他指定に関し必要と認める事項	×

(3) ショートステイ

障害者総合支援法施行規則		介護保険法施行規則		省略可否
(34条の11) 短期入所	(121条・140条の10) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	(131条の5・140条の25) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	(131条の8の2) 看護多機能型居宅介護(複合型サービス)	

一 事業所の名称及び所在地	一 事業所の名称及び所在地	一 事業所(…)の名称及び所在地	一 事業所(…)の名称及び所在地	×
二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	×
三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	×
四 申請者の登記事項証明書又は条例等	四 申請者の登記事項証明書又は条例等	四 申請者の登記事項証明書又は条例等	四 申請者の登記事項証明書又は条例等	○ (④Ⅰ・⑤Ⅰ)
五 事業所の種別(指定障害福祉サービス基準第百十五條第一項に規定する併設事業所(…)又は同条第二項の規定の適用を受ける施設の別をいう。)	五 当該申請に係る事業を指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行う場合又は同条第四項に規定する併設事業所(…)において行う場合にあっては、その旨	—	五 事業所が病院若しくは診療所又はその他の事業所のいずれかの別	×
六 建物の構造概要及び平面図(…) (各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要	六 建物の構造概要及び平面図(…) (各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要	五 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要	六 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要	○ (④Ⅱ・⑤Ⅱ)
七 当該申請に係る事業を併設事業所において行うときは利	七 当該申請に係る事業を指定居宅サービス等基準第百二	六 利用者の推定数	六 利用者の推定数	×

<p>用者の推定数、指定障害福祉サービス基準第百十五条第二項の規定の適用を受ける施設において行うときは当該施設の入所定員</p>	<p>十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行うときは当該特別養護老人ホームの入所者の定員、当該特別養護老人ホーム以外の事業所において行うときは当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数</p>			
<p>八 <u>事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</u></p>	<p>八 <u>事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所</u></p>	<p>七 <u>事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</u></p>	<p>八 <u>事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</u></p>	<p>○※ (⑤Ⅲ) ※短期入所生活介護・ 介護予防短期入所生活 介護は省略不可</p>
<p>九 運営規程</p>	<p>九 運営規程</p>	<p>八 運営規程</p>	<p>九 運営規程</p>	<p>×</p>
<p>十 <u>利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要</u></p>	<p>十 <u>利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要</u></p>	<p>九 <u>利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要</u></p>	<p>十 <u>利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要</u></p>	<p>○ (④Ⅲ・⑤Ⅳ)</p>
<p>十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態</p>	<p>十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態</p>	<p>十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態</p>	<p>十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態</p>	<p>×</p>
<p>十二 <u>指定障害福祉サービス基準第百二十五条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療</u></p>	<p>十二 <u>指定居宅サービス等基準第百三十六条(指定居宅サービス等基準第百四十条の十三において準用する場合を</u></p>	<p>十一 指定地域密着型サービス基準第八十三条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協</p>	<p>十二 指定地域密着型サービス基準第百八十二条において準用する第八十三条第一項に規定する協力医療機関の</p>	<p>○ (④Ⅴ・⑤Ⅴ)</p>

機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	む。)の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	力医療機関との契約の内容(…)	名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(…)	
-	-	十二 指定地域密着型サービス基準第八十三条第三項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要	十三 指定地域密着型サービス基準第百八十二に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要	-
十三 誓約書	十三 誓約書	十三 誓約書	十四 誓約書	
十四 その他指定に関し必要と認める事項	十四 その他指定に関し必要と認める事項	十四 その他指定に関し必要と認める事項	十五 その他指定に関し必要と認める事項	×